

14. 電子記録債権

参考文献：小塚荘一郎＝森田果『支払決済法〔第3版〕』（商事法務、2018年）第7章
全銀電子債権ネットワーク『でんさいネットの仕組みと実務』（2016年）
(<https://www.densai.net/pamphlet>)

14-1. 意義

(1) 意義

有価証券 → ペーパーレス化 例：振替株式

電子記録債権（電子債権 2 I）

＝発生または譲渡について電子記録債権法による電子記録を要件とする金銭債権

(2) 電子債権記録機関（電子債権 56）——主務大臣の指定（電子債権 51）

電子記録債権法の規定は最低限

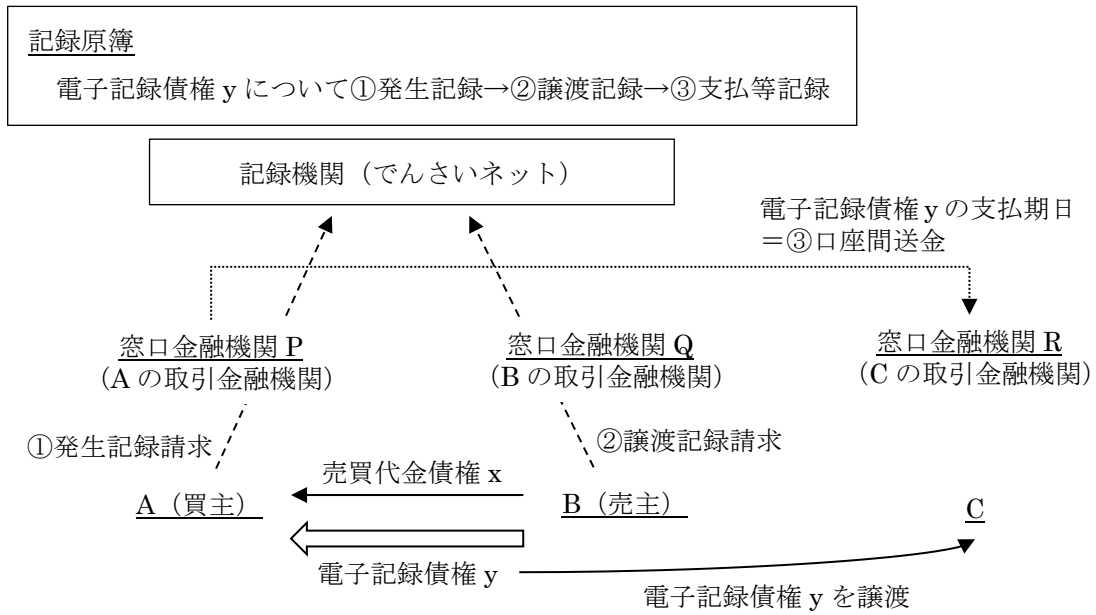
→以下では株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）のルールを前提に

でんさいネットの利用者登録数≒45万（2020.5）

利用金額（発生記録請求金額累計）≒21兆円（2019年度）

⇔ 株式会社数≒253万社（H29） 手形・小切手の交換高≒261兆円（H30）

(3)概要



(4)電子記録債権と銀行

口座間送金決済 (電子債権 59・62)

でんさいネット＝間接アクセス方式

(窓口金融機関を通じて登録、窓口金融機関を通じてアクセス)

14-2.発生

(1)発生記録（電子債権 15） でんさいネット＝基本的に債務者請求方式

電子記録の請求 [小塚＝森田 7 章 2 節 1]

電子債権 5 I : 電子記録（発生記録、譲渡記録等）の請求は電子記録権利者・電子記録義務者（意義について電子債権 2VIIⅧ）双方がしなければならない

but それでは不便

→でんさいネット業務規程 26

=利用者があらかじめ包括的な代理権を相互に授与

これにもとづき、債務者が債権者による請求の意思表示を代理して行う

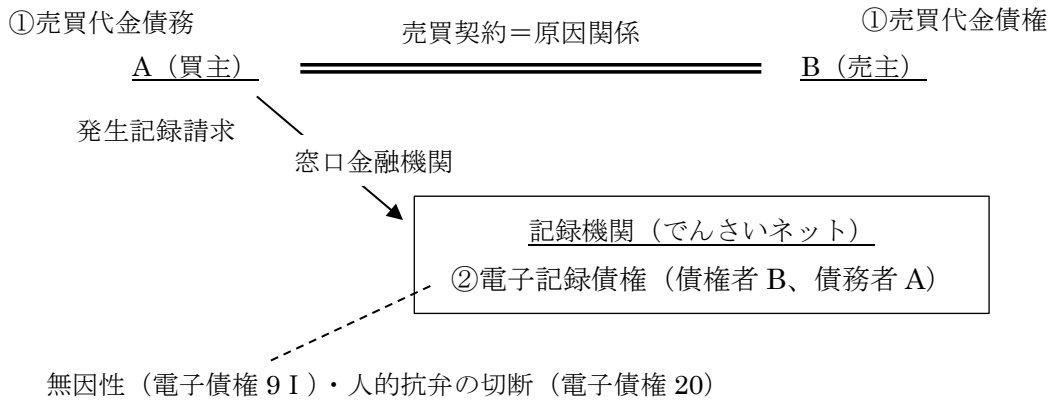
電子記録債権：必要的記録事項（電子債権 16 I） ○囲み数字は号数	約束手形：手形要件（手 75） ○囲み数字は号数
①債務者が一定の金額を支払う旨 *でんさいネットは1万円以上100億円未満の金額のみ受け付け（業務規程 30 II ①、業務規程細則 17VII）	②支払約束文句・手形金額
②支払期日（確定日に限る） *でんさいネットは請求日（または電子記録の日）から起算して7銀行営業日を経過した日から10年後の応答日までの日のみ支払期日として受け付け（業務規程 30 II ②、業務規程細則 17VIII） *でんさいネットは分割払を受け付けず（業務規程 30 II ⑦、業務規程細則 17IX ②）	③満期
③債権者の氏名・名称および住所	⑤受取人
⑤債務者の氏名・名称および住所	⑦振出人の署名（+肩書地。手 76IV）
⑦記録番号 =記録機関が発生記録時に付与	
⑧電子記録の年月日 =これを欠いても電子記録債権発生（電子債権 16III）	⑥振出日

④⑥（債権者・債務者複数の記録事項）＝でんさいネットは受け付けず（業務規程 30 II ③）

電子記録債権：任意的記録事項（電子債権 16 II） ○囲み数字は号数 *でんさいネットでは次のものだけ（業務規程 30 II）	約束手形：有益的記載事項
①口座間決済に関する事項	手 4・77 II（第三者方払文句）
⑨債権者または債務者が個人事業者であるときは、その旨	

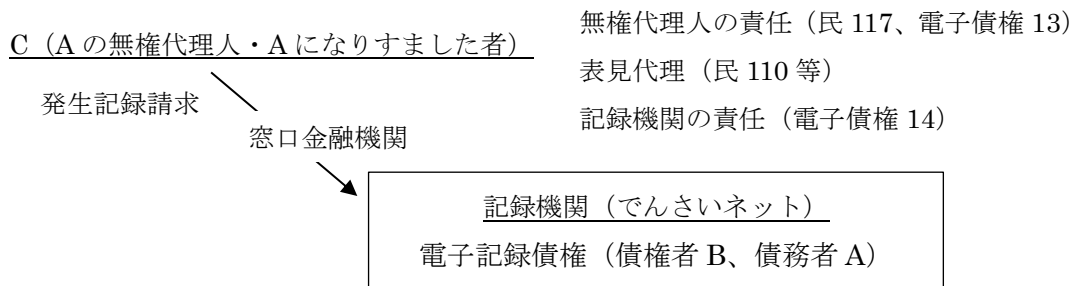
<p>⑫譲渡記録等ができないこととし、またはこれらの電子記録について回数制限その他の制限をする旨の定めをするときは、その定め</p> <p>*でんさいネットは譲受人を参加金融機関に限る旨を記録できるものとする（業務規程 30 I ⑧ II ⑤）</p>	
--	--

(2)電子記録債権と原因関係（電子債権 9 I ・ 20）



①と②は併存？行使の順序は？

(3)無権限取引・不実の電子記録



不実の記録→記録機関の責任（電子債権 11。記録の訂正について同法 10）

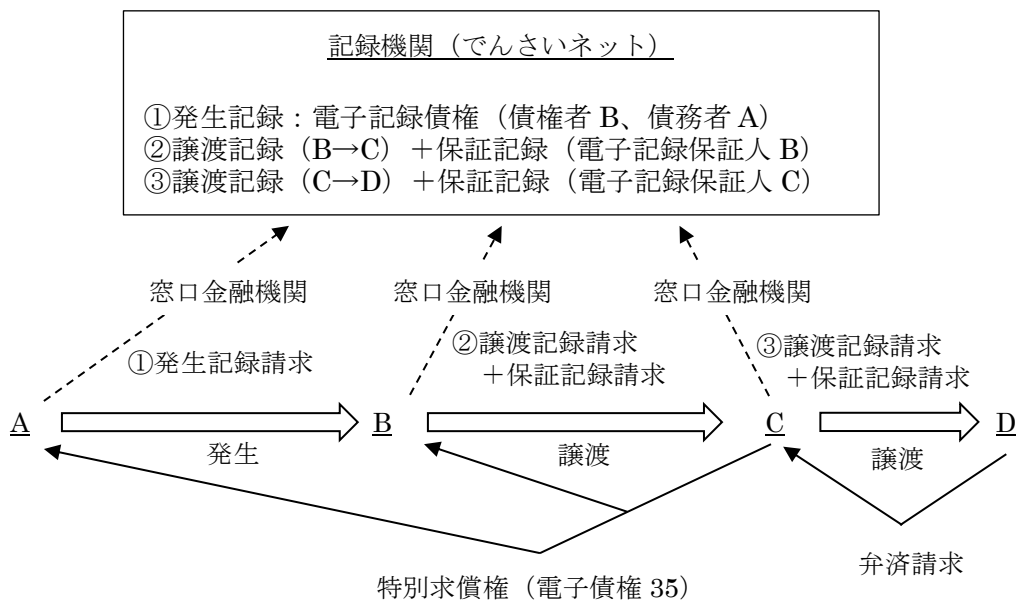
14-3. 譲渡

(1) 譲渡記録（電子債権 17）——記録事項（電子債権 18）

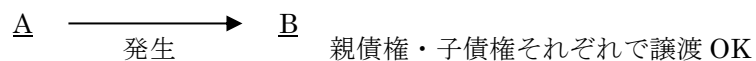
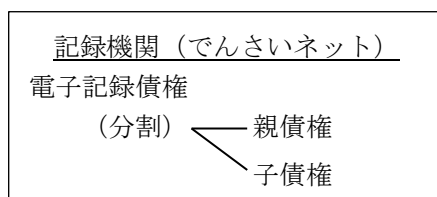
電子記録債権の譲渡記録	約束手形の裏書
権利移転的効力（電子債権 17）	権利移転的効力（手 14 I・77 I ①）
資格授与的効力（電子債権 9 II）	資格授与的効力（手 16 I・77 I ①）
—	担保的効力（手 15 I・77 I ①）
善意取得（電子債権 19 I）	善意取得（手 16 II・77 I ①）
人的抗弁の切断（電子債権 20 I）	人的抗弁の切断（手 17・77 I ①）

(2) 電子記録保証（電子債権 31・32）と特別求償権

でんさいネット＝原則として譲渡記録請求＋保証記録請求（業務規程 31 II）



(3)分割譲渡（電子債権 43）



でんさいネット＝子債権は分割と同時に譲渡しなければならず（業務規程 36Ⅱ）

⇔約束手形（手 12Ⅱ・77Ⅰ①）

14-4.支払

支払：口座間送金決済（電子債権 59・62）→支払等記録（電子債権 63）

電子記録債権	約束手形
支払免責（電子債権 21）	支払免責（手 40Ⅲ・77Ⅰ③）
支払不能処分（でんさいネット）	取引停止処分（手形交換所）